

一般競争入札公告

沖縄県が発注する「自動車騒音常時監視実施計画策定業務」について、一般競争入札（以下「入札」という。）に対するので、次のとおり公告する。

令和6年5月7日

沖縄県知事 玉城 康裕

1 入札に対する事項

- (1) 委託業務の名称 自動車騒音常時監視実施計画策定業務
- (2) 委託業務の内容等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 引渡の期限 令和6年9月6日（金曜日）
- (4) 引渡の場所 沖縄県環境部環境保全課

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 計量法第107条に基づく、沖縄県計量証明事業（環境、音圧）の登録者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (3) 国又は地方公共団体との間に契約した、自動車騒音常時監視業務又はこれと同等の自動車騒音測定業務の委託実績を過去2年間に複数回有すること。
- (4) 入札参加資格申請書等の提出日まで、本県の指名停止処分等を受けていないものであること。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、沖縄県発注業務からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

3 入札参加資格の確認等

- (1) 本件に係る入札に参加を希望する者は、別に配布する「一般競争入札参加確認申請書」及び関係資料を持参又は書留郵便により提出すること。（ただし、不備等がある場合、受付期間内に補正しなければならない。）
- (2) 申請書類の受付場所
沖縄県環境部環境保全課 大気環境班
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2
電話番号 098-866-2236
- (3) 申請書類の提出期間
令和6年5月8日（水曜日）から令和6年5月21日（火曜日）までの午前9時から午後5時までの間（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）
- (4) 審査結果の通知
入札参加資格審査結果は、郵便等により通知する。

4 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和6年5月29日（水曜日） 午後2時
- (2) 場所 沖縄県庁5階第1会議室

5 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を令和6年5月20日（月曜日）午後5時までに3（2）の場所に納付すること。ただし、次の（1）又は（2）のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。なお、落札者が契約を結ばない場合は、損害賠償金として見積金額の100分の5を徴収する。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国（独立行政法人、公共及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

6 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札者に求められる事項を履行しなかった者が行った入札
- (3) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (4) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (5) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (6) 入札書の表記金額、氏名、印影若しくは重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (7) 入札条件に違反した入札
- (8) 談合又はその他不正の行為があった入札
- (9) 入札保証金が所定の金額に達しない者のした入札
- (10) 代理人が入札する場合で、委任状の提出の無いもの及び入札書に代理人の署名又は記名押印いずれもないもの。

7 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格以内の最低価格の入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約ができるものとする。

8 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県環境部環境保全課
- (2) 所在地 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

9 契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

10 その他必要な事項

(1) 入札書の提出の方法

入札書は、4(1)の日時までに4(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。

- (2) 最低制限価格 設定しない。
- (3) その他 詳細は、入札説明書による。